

《新規指定申請にあたっての注意事項》



1. 新規指定申請の申込は、事前協議完了後、必要書類一式の提出を以て受付とします。
書類を提出する際は、全ての書類が揃っていることを必ずご確認のうえ、ご提出ください。
書類が揃っていない場合は、原則として、受付できませんのでご注意ください。
2. 《事前協議にあたっての注意事項》にもあるように、建物の改修工事等が必要な場合は、事前協議完了後に実施することとしています。
指定日の選択については、工事や各関係法令にかかる検査等のスケジュールを考慮したうえで行ってください。
3. 補正期限内に全ての補正が完了する必要があります。
なお、補正が完了しない場合については、原則として、一度申請書類を返却し、次月以降の指定申請として改めて受付します。